2023年度
NPO法人あげお学童クラブの会
新規入所希望者説明書

※2023年4月時点で2年生以上の児童は「途中入所手続」となります。

新規入所手続きの流れ ……1
学童保育所の概要 ……2
入所申請について ……6
承認決定通知が届いたら ……9
その他 ……12
市内学童保育所一覧 ……14
Q&A ……15
記入例 ……18

このマークのところは、手続きが必要です。

〈新規入所手続きの流れ〉

資料配布開始　　2022 年 10 月 3 日（月）～

↓

入所申請　　**2022年10月11日(火)～2022年12月11日(日)**

提出場所　　NPO 法人あげお学童クラブの会事務局
〒362-0037
埼玉県上尾市上町 2-14-19(上尾市青少年センター内)

※郵送提出も可能ですが、不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。

↓

入所審査　　2023年 1 月7日（土）～

↓

決定通知　　2023年 1 月 25 日ごろ発送

↓

利用申込・諸費用支払

2023 年1月 26 日(木)～2月18日（土）

提出場所　　NPO 法人あげお学童クラブの会事務局

※原則、事務局窓口での申し込みとなります。

↓

入所説明会　2023 年3月中

開催場所　　承認された学童保育所

※ゆうちょ銀行からの保護者負担金引き落としをご希望の方は、入所説明会までに郵便局で口座引き落としの手続きを済ませてください。

↓

入　所　　2023年4月1日（土）

学童保育所の概要

1. 学童保育の役割

学童保育の基本的役割は、保護者が就労等のため昼間、家庭にいない小学生のために、放課後や学校休業日の間、豊かで安定した生活が送れる場を提供し、集団生活や遊びを通して子ども達の「生きる力を育む」ことにあります。

また、学童保育は、子ども達に学校と家庭との間の「生活の場」を継続的に保障し、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守るという役割があります。

2. 上尾市の学童保育所と運営母体

上尾市内には、2022 年 10 月 1 日時点で、40 ヶ所（46クラブ）の学童保育所があり、これらの学童保育所は全て、「NPO 法人あげお学童クラブの会」が運営しています。

学童保育所の運営母体である「NPO 法人あげお学童クラブの会」は、学童保育所に通う子ども達の保護者が会員（一般会員または正会員）となって構成されていますので、「学童保育所を利用する」＝「学童保育所の運営（行事の際の担当や各種係、役員、環境整備などの共同役務）に保護者も参加、協力していることを理解した上で、学童保育所を利用する」(職員と保護者が共同で行う活動に、事情が許す限り参加または協力する)ということをご了解のうえ、入所の申請を行って下さい。

3. 対象児童

上尾市内の小学校に通う児童、または上尾市に在住で市外の小学校に通う児童のうち、下記①または下記②に該当する児童が入所の対象となります。

① 下記表に掲げる保護者の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

	保 護 者 の 事 情	
1	就労	現に就労している場合、就労が内定している場合又は出産若しくは育児休業中の場合（就労は原則、週所定勤務 3 日以上かつ一日所定労働 4 時間以上）
2	疾病	概ね2ヶ月以上、入院又は居宅内での療養を必要とする場合
3	出産	出産前後の休養のために保育にあたることができない場合
4	就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合
5	心身障害	身体障害者手帳1～4級、療育手帳Ⓐ～C又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
6	看護・介護	概ね2ヶ月以上、入院等による付添いを要する家族又は自宅で看護・介護を要する家族が居る場合
7	父親又は母親の不存在	死別、離婚、未婚、別居、行方不明又は拘禁によって、父親又は母親が居ない場合（急な状況の変化）
8	求職中	求職活動中のために保育にあたることができない場合

② その他の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

4. 開設日

月～土曜日 （日曜日と祝日を除きます）

- 年末年始の特定の期間を除きます。また、災害などにより臨時的に閉所する場合があります。

5. 保育実施時間

月曜～金曜日：学校終了～午後 7 時（学校休業日：午前8時～午後7時）

土曜日：　午前 8 時～午後6時

保育実施時間外の児童受け入れ：土曜日　午後 6 時～午後 7 時
学校休業日　午前7時半から午前 8 時

- 土曜日、夏季盆期間は近隣学童保育所との合同保育を実施しています。
- 19 時以降の延長保育はありません。閉所後にお迎えの場合、15 分につき 1,000 円の超過料金をお支払いいただきます。（公共交通機関の遅延の場合はその限りではありません）
- 上記時間を厳守していただきますので、恒常的にお迎えが間に合わないご家庭は、前もって対策を考えておく必要があります。（ファミリーサポート制度の利用、知り合いの保護者へのお迎え依頼等）

6. 児童の送迎

保護者又は家族、大人の送迎を原則としています。児童のみでの登所および降所は、交通安全および防犯上の理由のため原則、認めておりません。

送	学校休み等の一日保育期間、朝の登所時の送り
迎	通年、登所した際のお迎え

7. 入所の承認期間

原則として 2023 年4月1日から、入所児童が小学 6 年生の年度末を迎える 2029 年3月31日までの 6 年間です。　但し、以下の場合には、承認期間が限定されますので、ご了承下さい。

① 入所理由が求職中の場合入所の承認期間は2ヶ月間です。
求職活動が継続する場合、2ヶ月毎に「事情説明書」の提出が必要になります。

② 入所理由が育児休業中の場合
入所の承認期間は、出産から1年（特定の場合には 2 年）以内です。
→育児休業を終えて就業復帰した場合、承認期間が 2029 年 3 月 31 日までに延長となります。

③ 入所理由が出産の場合
入所の承認期間は、出産予定日前2ヶ月間及び出産予定日後2ヶ月間（計4ヶ月間）を含む6ヶ月間です。

④ 派遣契約等による就労で、雇用期間の末日が当年 9 月 30 日以前のときの承認期間は、当年 9 月 30 日までとなります。

⑤ その他特別な要件での入所申請の場合は法人の定めによる承認期間となります。

- 承認期間が経過する前に、証明書を提出することにより、承認期間経過後にも保育が必要と認められる場合には、承認期間が延長されます。

8. 保護者負担金（保育料等）

☆ 入所金　　13,000 円（再入所時には不要です）

☆ 傷害保険料　　年間 800 円/1口

保障内容は、通院 1,500 円 入院 4,000 円 死亡・高度障害 2,000 万円賠償付

☆ 毎月の引落額（保護者負担金、引落手数料）

学年	保護者負担金	引落手数料 ※ゆうちょ・10 円 他銀行・165 円	月額合計
1～3 年生	14,000 円	10 円又は 165 円	14,010 円又は 14,165 円
4 年生	13,500 円	10 円又は 165 円	13,510 円又は 13,665 円
5～6年生	12,000 円	10 円又は 165 円	12,010 円又は 12,165 円
減免（ひとり親又は就学援助認定世帯）の場合			
1～3 年生	9,700 円	10 円又は 165 円	9,710 円又は 9,865 円
4 年生	9,600 円	10 円又は 165 円	9,610 円又は 9,765 円
5～6年生	8,500 円	10 円又は 165 円	8,510 円又は 8,665 円

- 減免は、「ひとり親」または「就学援助認定」のいずれか一方となります。保護者からの申請があってから手続きを行います。自動的に減免にはなりません。
- 保護者負担金は、「保育料」と「保育費」等で構成されています。「保育料」は、NPO法人運営経費、学童保育所運営経費、職員人件費に使われます。「保育費」は、一律 2,650 円で、学童保育所における、おやつ代、教材費、消耗品費など実費負担分となります。
- このほか、保護者が負担する額には「行事・所外保育等の費用（学童によって異なります。）」や、「保護者会費（保護者会毎に決めているもので、会費は各保護者会によって異なります。）」があります。
- 保護者負担金を滞納した際に未納分を支払う場合は手数料も負担していただきます。
- 正会員を希望の方は、別途、法人年会費（1,000 円）を後日、納入していただきます。

保護者負担金納入方法

あげお学童クラブの会の保育料納入は、**りそなネット（ほぼ全ての金融機関）または、ゆうちょ銀行から自動引き落とし**にて集金しています。

保護者負担金の前納制について

保護者負担金は前納制となっています。4月分は入所手続きの際に集金しますので、引き落としは 5 月分からとなります（4 月に引き落とされます）。

金融機関	手数料	引落日	再引落日
ゆうちょ銀行 （郵便局）	10 円	10 日	25 日
りそなネット （ゆうちょ銀行以外の金融機関）	165 円	28 日	なし

- 土日祝日の場合は、後営業日
- 上記、6.7.ともに、1月下旬に郵送する「承認決定通知書」の中に詳細説明が入っていますので、そちらであらためてご覧ください。
- 2ヶ月滞納を2回繰り返すと強制退所となります。

9. 入所期間内の退所

やむを得ず、入所期間内に退所する場合は、「退所届」を学童クラブの会事務局に提出していただくことで、提出した月の末日で退所が可能です。ただし、退所については、以下の決まりがあります。

① 入所した当月での退所届提出―退所はできません。入所した翌月からの退所届提出となります。
(ア)（例）2023年4月に新規入所した場合…最短の退所は5月中に退所届を提出し、5月末日で退所

② 保護者負担金、超過料金（閉所時刻までに児童のお迎えがなかった場合に発生する料金）の未納がある場合、精算を済ませてからの退所届受理となります。未納がある場合、退所はできません。

③ 退所手続き時に翌月分の保護者負担金の引き落としが終了している場合はその時点で引き落とした保護者負担金を現金で返金いたします。但し、まだ保護者負担金の引き落としが完了していない場合は後日、返金分を受け取りに事務局までお越しいただく場合があります。ご了承ください。
退所の際の日割返金は原則行っておりません。

- 入退所に関しては、学童クラブ事務局の指示に従うことになります。個人の事由による勝手な入退所申請手続きは認められません。

- 新型コロナウイルスの影響による就労状況の変化や、急な家庭状況の変化（引っ越し、ひとり親となった）等で緊急に入所が必要となった場合は、必ず学童クラブ事務局にご相談ください。保育に欠ける状況が明確となった場合に限り、入所申請について柔軟に対応しています。

入所申請について

1. 入所申請受付日・受付場所

日時：　**2022年10月11日（火）～12月11日（日）まで**
※12月4日（日）、11日（日）も受付可

時間：　平　日　　9時～19時
土曜日　　9時～18時
12月4日、11日(日)　10時～18時

提出場所：　埼玉県上尾市上町2-14-19 上尾市青少年センター2階
NPO法人あげお学童クラブの会 事務局
☎048-771-6945

- 郵送での提出の場合は、**12月12日（月）必着。**
- 郵送の場合、郵送費用は申請者負担となります。

2. 入所申請に必要な書類

（1）**入所申請書** 児童1人につき1枚提出

- 兄弟姉妹で申請される場合には、申請書は兄弟姉妹それぞれに1通ずつ必要となります。

（2）**申請書に記入された事項を証明する書類（就労証明書 等）**

<table>
<tr><th>状　況</th><th colspan="3">必　須　書　類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">就　労</td><td>外勤</td><td colspan="2">就労証明書（事業者からの発行が間に合わない場合は事情説明書）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自営</td><td colspan="2">就労証明書（自社の法人印を押してください）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自営の証明書（右の書類のいずれか一つ）</td><td>営業許可書</td></tr>
<tr><td>直近の確定申告書の控えのコピー
※金額等不要な項目は、見えないように黒く塗っていただいて結構です。</td></tr>
<tr><td>登記簿謄本（全部事項証明書）</td></tr>
<tr><td>就　学</td><td colspan="3">○在学証明書（在学期間の記載があるもの）
○（入学直後等で在学証明書が無い場合）時間割表（カリキュラム表）
※入学が確定していない場合は、「事情説明書」に状況を記載の上、提出してください。</td></tr>
<tr><td>疾　病</td><td colspan="3">診断書（入院期間又は療養期間の記載があるもの）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障がい</td><td rowspan="3">各種手帳のコピー</td><td colspan="2">身体障害者手帳（級の記載のあるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳（期間の記載のあるもの）</td></tr>
<tr><td>介護看護</td><td colspan="3">○事情説明書　　○診断書</td></tr>
<tr><td>出　産</td><td colspan="3">○事情説明書　　○母子手帳の表紙のコピー</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">事情説明書</td></tr>
</table>

※　**兄弟（姉妹）での申請の場合、一人は就労証明のコピーを添付でも可。**
※　**就労証明書はNPO法人のホームページからダウンロードが可能です。**
※　**証明書の提出ができない、あるいは上記以外の理由で入所を希望する場合は、「事情説明書」をご提出ください。**

（3） 入所承認決定通知書の郵送用封筒（A4 書類が入る角形封筒）

- お渡ししている資料が入っている封筒をご利用ください。切手は不要です。
  封筒の表面に、保護者様のご自宅住所、保護者氏名、郵便番号を記入してください。

3. 入所申請にあたっての注意事項

（1） 申請書類全般について

① 入所の希望理由が2つ以上ある場合（例えば就労と介護等）
申請書の入所希望理由欄の該当する全ての項目に〇を記入し、それぞれの証明書等を提出して下さい。

② 虚偽記載について
入所申請書等に虚偽の記載が判明した場合には、入所の承認が取り消されますので、ご注意下さい。

③ 入所申請書類に不備がある場合
入所が不承認となることもありますので、ご注意下さい。

（2） 入所申請書について

① 新入所・再入所
申請書の新入所・再入所のいずれかに必ず〇をつけて下さい。
- 新入所：あげお学童クラブの会運営の学童保育所に初めて入所する児童
- 再入所：以前、あげお学童クラブの会運営の学童保育所に在籍していた児童

② 学　年
新年度の学年を記入して下さい。4 月に新入学の場合は「1 年」となります。

③ 会　員
正会員か一般会員かお選びください。正会員は議決権を持つことができます。
- 会費は正会員のみ、年間1000円かかります。

④ 希望学童
申請書に記入する学童名は「希望」であり「決定」ではありません。
小学校区に複数の学童がある場合、特に希望する学童がない場合は、『特に希望なし』とご記入ください（小学校区に一つの学童保育所しかない場合は、その学童保育所名をご記入ください）。

（3） 証明書等について

① 就労証明書
本社が海外にある等、発行に日数がかかる場合には、事情説明書を入所申請書に添付し、後日、就労証明書を提出して下さい。
事情説明書の「その他」欄に勤務している事業所の連絡先を記入すること。

② 自営の証明書
表に記載の自営の証明書の提出が困難な場合（営業許可証の類がなく、かつ、今年から事業を開始したため、確定申告をしていない場合等）は、その状況を事情説明書に記載の上、自営の証明となるものの（発注書、請求書、事業場の賃貸契約書）コピーをご提出下さい。

※金額が記載された証明書等について

証明書として、確定申告書の控えのコピー、源泉徴収票のコピー、雇用保険失業給付の受給者証等を提出する場合には、金額については塗り消して下さい。

（4）　申請の取り下げ、申請事項の変更について

入所申請書を提出した後に、①申請を取り下げる場合 ②引っ越し等に伴い入学する小学校が変更となった場合は、速やかに法人事務局にご連絡ください。**（☎048-771-6945）**

（5）　郵送による入所申請の場合で郵送料（切手代）が不足していた場合

後日、発送者に不足分を請求いたします。（学童クラブ事務局が一時的に差額分を支払います）

（6）　申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

4. 入所の審査

（1）　入所要件の審査

入所申請書の記載事項及び添付された証明書等により、入所の最低基準を満たしているかどうかの審査を理事会が行います。必要に応じて追加書類を提出して頂く場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますのでご了承ください。

（2）　入所先学童保育所の選考（選考内容は公開しません。）

1つの小学校に複数の学童保育所がある場合において、入所申請数が申請先の学童保育所の受入限度を超えた場合には、理事会が入所先学童保育所の選考を行います。選考は、NPO法人理事会で行い、入所申請書並びに就労証明書、事情説明書など提出書類を基に行います。

5. 入所の承認等

入所の承認決定となった方には、1月 25 日ごろから順次、承認決定通知書及びその後の手続きの案内等を発送します。作業の進捗状況等により、数日間、前後する可能性があります。

承認決定通知が届いたら

1. 自動引き落とし手続き

1-1. ゆうちょ銀行口座開設、保護者負担金の自動引き落としの申込手続き

郵便局での引き落としをご希望の方は、決定通知が届いたらすぐに下記手続きを行ってください。

①ゆうちょ銀行の口座開設	ゆうちょ銀行の口座を開設します。保護者名義でも子ども名義でも構いません。すでに口座を開設済みの方は、新たに開設する必要はありません。兄弟在籍の場合、1つの口座で大丈夫です。
②自動払込の利用申込	保護者負担金の自動引き落としのために、「自動払込利用申込書」をゆうちょ銀行の窓口に提出します。その際「自動払込利用申込書」の本人控えを受け取ってください。
①通帳への入金	開設した通帳に、保護者負担金と手数料分を入金しておいて下さい。4 月引き落としの 5 月分から口座引き落としを開始します。

- 学童保育所利用申込書・入会申込書」を提出する際に、上記②の「自動払込利用申込書」の本人控えが必要となります。かならず郵便局での手続きを終えてから事務局へ利用申込にお越しください。
- 毎年、上記、郵便局での手続きをせずに、下記利用申込書を提出する方が多数いますが、その場合は、郵便局での引き落としが受け付けられませんので、十分ご注意ください。
- **ゆうちょ銀行（郵便局）での引き落としをご希望される方は、2 月 6 日（月）までに上記の手続きを完了して下さい。ゆうちょ銀行での手続きを行わず学童クラブ事務局窓口にお越しいただいた場合は、書類を受理できない場合があります。ご了承ください。**

1-2. ゆうちょ銀行以外の金融機関の引き落とし手続き

入所決定のお知らせに同封されている、「りそなネット」の『預金口座振替依頼書』に必要事項をご記入いただき、入所申請の際にご提出ください。金融機関で手続きをする必要はありません。
（ほぼ全ての金融機関からの引き落としが可能です。但し、ゆうちょ銀行からの引き落としをご希望の方は、『1-1』の手続きを郵便局で行ってください。）

振替依頼書に記入した銀行口座に、保護者負担金と手数料分を入金しておいて下さい。4 月引き落としの 5 月分から口座引き落としを開始します。

- **NPO法人では、うっかりミスによる「自動引き落としの不能」を防ぐため、保護者様の「生活口座」（給与所得が振り込まれる金融機関の口座）を、りそなネットによる保護者負担金自動振替に指定されることをお勧めいたします。**

2. 利用申し込み・諸経費支払い

※この手続きが本申込です。必ず期限内にお手続きください。

（1）　「学童保育利用申込書・入会申込書」等の提出
（2）　「入所金・保険料・4 月分保護者負担金」の支払い

入所の承認決定通知が届いた方は、同封の「学童保育利用申込書・入会申込書」に必要事項を記入のうえ、期日内に提出して下さい。諸費用の支払いも現金でお願いします。
手続を済ませた方に、「家庭調査書」「健康調査書」を交付します。この調査書は、3 月に学童保育所で受けていただく「入所説明会」で使用します。

利用申込書提出日	**2023 年1月 26 日(木)～2月18日（土）** 土曜日は 9:00～18:00 2 月 5 日（日）、12 日（日）も受付可（10:00～18:00） 郵送提出の場合、受理期間は 2 月 18 日（必着）までとします。
提出場所	NPO 法人事務局（上尾市青少年センター）。送付先も同様。
提出物 （郵送の場合、該当書類すべて同封してください。）	**① 全 員** 「学童保育利用申込書・入会申込書」 「学童保育入所申請における確認書」 ※確認欄すべてにチェックがつかない方の入所は認められません。 **② 郵便局で自動引き落とし手続きをした方** 「児童払い込み利用申込書」の控え（またはそのコピー） **③ ゆうちょ銀行以外での引き落としを希望する方** 「りそなネット預金口座振替依頼書」（記入・捺印済みのもの） ※捺印は銀行印となります。間違いの無いようにお願いします。 **④ ひとり親の保護者負担金減免を希望する方** 世帯全員記載の住民票 **⑤ 郵送提出を希望する方** ①～④の該当書類に加え、以下を同封してください。 諸費用の振り込み明細書（コピー可） 140円切手（調査書2通を後日、申請者に郵送する際に使用します） ※振込明細書と切手の同封がない場合、書類不備として申請を受理しません。
諸費用支払い （窓口で現金支払）	**〇入所金…13,000 円** **〇保険料…800 円** **〇4 月分保護者負担金…14,000 円（基本）** **合計 27,800 円** **※お釣りのないようにご準備ください。**
（郵送提出の方）	**入所金、保険料、4 月分保護者負担金（合計 27,800 円）を、NPO法人の指定する口座に振り込んでください。振り込みの際の明細書は郵送してください。ネットバンキングからの振り込みも可能ですが振込明細（振込時の画面のコピー）の添付が必要です。**

!!上記受付日の間に学童保育利用申込書の提出がない場合は、入所の承認が取り消されます。!!

- **「学童保育利用申込書・入会申込書」を提出される際に、「児童健康調査書」と「児童家庭調査書」をお渡しします。こちらは、ご記入のうえ、3 月に行われる入所説明会（各学童保育所にて実施）の際にお持ちいただきます（5. 入所説明会を参照）。**

保護者負担金の減免について

補助金対象は、**「ひとり親家庭」**と**「就学援助」**の2種類があります。

- 両方に該当する方も、減免額は変わりません（どちらか 1 種類分の減免となります）。

	提出時期	提出場所	提出書類
就学援助（準要保護世帯）	教育委員会から認定通知が手元に届いたら、すぐに（おおよそ、2023 年 3 月から順次）	学童保育所又は事務局	就学援助の認定（通知）のコピー
ひとり親家庭	入所申請時	事務局	住民票（世帯全員が記載されているもの）※マイナンバー記載は不可
	※家庭の状況が変わった場合は、速やかに申し出をしてください。		

減免の申請をされた場合、市における補助金申請の審査において、市職員が住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給状況等を確認します。審査の結果、補助金がおりない場合もありますので、ご了承ください。

3. 入所説明会

4月からの入所が承認された方を対象に、3月に各学童保育所で入所説明会を予定しております。入所説明会では、入所後の手続き、保育の内容、保護者会等の説明を行いますので、必ずご参加下さい。

入所説明会の日時は、「承認決定通知書」でお知らせします。

- 3月中の土曜日または日曜日のいずれか一日で、実施します。
- 実施日は、 学童保育所ごとに異なります。

入所説明会当日の提出物 ：「児童健康調査書」「児童家庭調査書」

- 利用申込の際、学童クラブ事務局でお渡しします。郵送申込の方は郵送します。
- 上記2つの書類は在籍期間中、ずっと使用しますので、**「えんぴつ」**でご記入ください。どちらの書類も、学童を退所する際は個人情報の関係上返却します。兄姉が継続で、弟妹が新規入所する場合でも、顔合わせも兼ねておりますので「入所説明会」には必ず出席してください。

その他

1. 小学校の引き取り訓練、新型コロナウイルス、インフルエンザ等について

（1）　学校で実施している引き取り訓練について

・　訓練は学校が実施しているもので、学童とは関係ありません。

・　児童の引き取り者は学校に登録してある人です（4 月登録）。

学童では現在、以下の対応をしています。

・　職員が引き取り訓練に保護者の代わりとして児童を引き取りに行くことはできません。

・　訓練は事前予告された日程で実施されるので保護者の引き取りとなります。

・　学校から引き取った後、学童に登所する事は構いません。

（2）　新型コロナウイルス対策について（2022 年 10 月 1 日現在）

・　学童保育所利用時は原則マスク着用となります（外遊びの際は外すことも可）。

・　一日保育利用時は、必ず登所前に検温を行ってください。

・　児童本人または同居家族が検査を受けた場合は必ず学童保育所へ連絡してください。

（3）　インフルエンザ等について

※インフルエンザに罹(かか)ってしまったとき、学童に来てもいいの？

こんな時は？	来てもいい	来られません	特別な注意
本人が罹った時		○	
家族が罹った時	○		マスク等の予防
学級閉鎖になった時		○	
学年閉鎖になった時		○	
短縮授業になった時	○		マスク等の予防

・　急に具合が悪くなった時でも、学童の職員が学校へお迎えをすることはできません。

・　お子さんにアレルギー反応やてんかんの症状がある場合

入所が決まりましたら、3月の学童保育説明会に提出する「児童健康調査書」に記載していただきます。調査書には、アレルギーの有無やてんかんについて記載する箇所がありますので、必ずご記入ください。エピペン（アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和しショックを防ぐための補助治療剤で、アドレナリン自己注射薬）を所持している場合は、3月の説明会で必ず職員にお伝えください。緊急時の対応について職員と保護者とで確認が必要となります。

重度の食物アレルギーがある場合、学童保育所ではおやつの提供ができません。ご家庭でおやつの準備をお願いします。その場合、おやつ代（毎月 2,000 円）は返金します。

（4）　一斉送信メールのアプリ登録について

学童クラブの会では、「一斉配信連絡」のシステムを導入しています。入所された際には、必要なアプリを登録してください。諸事情により登録ができない方、登録を望まない方は、後日、掲示または書面での

お知らせとなりますことをご了承ください。このシステムは、法人（事務局）から、直接、保護者の皆様へご連絡するためのものです。自然災害時の臨時閉所のお知らせや、急な感染症拡大時の諸注意等の情報、法人行事のご案内などに使用します。

登録の方法については、入所が決定してからお知らせいたします。

市内 NPO 法人運営（民営）学童保育所一覧

小学校	学童保育所名	住　所	ＴＥＬ
尾山台小学校	尾山台学童保育所	瓦葺 510　尾山台小学校内	721-5716
瓦葺小学校	瓦葺小学童保育所Ａ	瓦葺 2260　瓦葺小学校内	722-4025
	瓦葺小学童保育所Ｂ		
原市小学校	原市学童保育所	原市 3508-1 原市小学校内	722-2379
	原市第二学童にこにこクラブ	原市 3508-1 原市小学校校舎内	721-5557
	原市第三学童保育所	原市 3508-1 原市小学校校舎内	080-4129-4767
原市南小学校	原市南学童保育所	原市 3990　原市南小学校内	722-2524
	原市南第二学童保育所	原市 4012-1	614-2776
上尾小学校	上尾小学童保育所	仲町 1-11-46　上尾小学校内	773-6847
	上尾小第二学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル１Ｆ　Ｃ号室	775-0005
	上尾小第三学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル 3F　Ａ号室	612-1041
東小学校	東小学童保育所	上尾村 1171-2　東小学校内	774-3845
	東小第二学童保育所	上尾村 496	773-8207
芝川小学校	芝川学童保育所	上平中央１-８-８　芝川小学校内	775-3613
	芝川第二学童保育所	錦町 18-1	774-6964
	芝川第三学童保育所	上平中央１-２７-１１	612-6516
上平北小学校	上平北学童保育所	久保 414-3	773-7388
上平小学校	上平小学童保育所Ａ	南１０２ 上平小学校内	776-0706
	上平小学童保育所Ｂ	（１階がＡ、２階がＢ）	774-8997
東町小学校	東町小学童保育所Ａ・Ｂ	東町 3-1947　東町小学校内	771-2299
	東町小第二学童保育所	東町 3-1588-2	772-0598
富士見小学校	富士見小学童保育所	柏座 4-3-8　富士見小学校校舎内	774-3904
	富士見小第二学童保育所	柏座 2-2-22	774-8180
	富士見小第三学童保育所	柏座 2-13-10	778-7100
今泉小学校	今泉小学童保育所Ａ・Ｂ	今泉 268 今泉小学校校舎内	781-3726
大石小学校	大石学童保育所Ａ・Ｂ	小泉 9-28-3 大石小学校内	725-3313
	大石第二学童保育所	中分２－107	725-6683
	大石第三学童保育所	中分 1-7-9	781-2828
大石南小学校	大石南小学童保育所	畔吉 1333 大石南小学校校舎内	781-7532
大石北小学校	大石北小学童保育所Ａ	井戸木 4-23 大石北小学校内	775-8018
	大石北小学童保育所Ｂ	（１階がＡ、２階がＢ）	774-7646
	大石北小第二学童保育所	泉台 2-6-21-2F	773-9326
平方東小学校	平方学童保育所	平方 4294-1	726-1229
平方北小学校	平方北小学童保育所	平方 3657 平方北小学校内	726-9255
平方小学校	平方西学童保育所	平方 1623-1	725-3133
鴨川小学校	鴨川小学童保育所	西宮下 4-431-1	774-2342
	鴨川小第二学童保育所	西宮下 1-9　Ｊミノリスタ２階	614-2588
大谷小学校	大谷学童保育所	大谷本郷 631-1	725-5798
	大谷第二学童保育所	向山 2-17-3-日建シェトワ１０１	726-7510
	大谷第三学童保育所	大谷本郷 314-2	725-2740
中央小学校	中央小学童保育所	上町 1-15-4　中央小学校内	774-4065
	中央小第二学童保育所	上町 1-12-25	772-7570
西小学校	西小なかよし児童クラブ	今泉 1-7-2 西小学校校舎内	783-0261

<提出書類について>

Q. 現在の仕事と、来年度４月時点の仕事が違う可能性があるが、現在の仕事の就労証明書の提出で良いか。
A. 提出する時点での勤務先の就労証明書を提出して下さい。学童保育所へ入所後、勤務先に変更があった場合は、新たに就労証明書を提出して頂くことになります。

Q. 半年ごとに更新の契約職員で働いているが、その都度就労証明書の提出が必要か。
A. 就労証明書の採用年月日の欄の“期間の定めのある雇用の場合（年月日まで）”の近くの空欄に“継続雇用あり”と記入して頂ければ再提出の必要はありません。

Q. ２か所以上で勤務しているが、就労証明書は１か所だけでよいか。
A. 勤務している場所全ての就労証明書を提出してください。

Q. 育児休業中で申請する場合は、どのような書類を提出したらよいか。
A. 就労証明書を提出してください。育児休業期間を記入する欄があります。

<学童保育所入所について>

Q. 小学校に複数学童保育所がある場合、希望を出すことは出来るか。
A. 入所申請書に“入所希望学童保育所名”を書く欄がありますので、そちらに希望される学童保育所名をお書きください。ただし、理事会での審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。また、一度、入所が決定した学童保育所を変更することはできません。ご了承ください。
※事前連絡の上、見学することが可能です。学童クラブ事務局にご相談ください。

Q. 両親が自営業で、自宅で営んでいる場合は入所の対象外になるか。
A. 自営業は、入所要件の対象となります。就労証明書の他に、営業許可書・確定申告書の控えのコピー・登記簿謄本のいずれかを提出してください。

Q. 年度の途中で入所の申し込みをすることはできるか。
A. できます。入所したい月の前月 10 日が締め切りとなります。申し込みは学童クラブ事務局が窓口です。
例：6 月から入所したい場合…5 月 10 日が締め切り

Q. 夏休みだけ入所したいができるか。
A. 長期休み期間中のみの受け入れは行っていません。規程上、7 月 1 日入所～8 月 31 日退所とする入退所はできます。（入所して退所するまで最短で２か月必要です）

Q. なぜ、夏休みなど長期休みだけの入所を認めていないのか。
A. 学童保育所は「放課後児童健全育成事業」として国によって定められており、学童保育所は児童の預かり場所ではなく、児童の育成を支援する場所です。そのために、児童の集団による生活づくりや遊びを行っております。一時的な預かりでは、国が定めた運営指針に基づく育成支援の実施が難しいためです。また、学童保育所では、児童の自己肯定感や主体性を育む育成支援を行っており、児童の非認知能力を育てることに重点を置いています。ご家庭の事情が許す限り、学童保育所の比較的長期間のご利用をご検討いただけますと幸いです。

Q. 入所した学童保育所を途中で変わることはできるか。
A. 引っ越しに伴う小学校の転校は転所が可能ですが、ご家庭の理由における転所はできません。一度入所が決まった学童保育所へ、6 年間通っていただくことになります。途中退所して再入所した際も以前在籍していた学童保育所に再入所になります。途中転所は、児童の人権保護上、必要な事態が発生した場合などNPO法人理事会が認める重大な事由が認められる場合に限られます。

<学童の生活について>

Q. 週の何日以上は登所しなければいけない、というルールはあるのか。
A. ありません。ご家庭の事情によって登所する、お休みすることは任意です。ただし、休んだ日数が多くても月ごとの保護者負担金は定額となります。

Q. 学童保育所を休所することはできるか。
A 個々の家庭の事情による休所はできません。ただし、児童本人の傷病による入院治療等で学童保育所へ行きたくても行けない場合は、休所が可能です。（原則として月単位）。

Q. 子どもだけで学童保育所に行く・帰ることはできるか。
A. 学校がある日…学校から学童班の子どもたちが一緒に学童へ行きます。
一日保育の日…必ず保護者（もしくは大人）の付き添いで登所となります。
学童からの降所については、原則、保護者（もしくは大人）にお迎えをお願いしています。学童からの児童のみでの一人帰りは認めていません。

Q.「学童班」はどうやって作られるのか。
A. 小学校とPTAに、お子さんが学童保育所に入所することを伝えてください。

Q. 習い事に行くことはできるか。
A. 学童からの習い事等に行くことについては、保護者の方の責任において認めています。職員は習い事については対応できませんので、習い事先への出欠の連絡等は保護者の方からお願いします。

Q. 学校内と学校外の学童保育所があるが、学校外だと校庭（外）で遊べないのか。
A. 小学校の校庭、近くの公園、学童の園庭など場所は異なりますが、外遊びの時間はあります。外遊びの際は、必ず職員が付き添います。

Q. 学童で怪我をした時はどうなるか。
A. 職員が応急手当をします。職員の判断で、病院へ連れていくこともあります。

<保護者負担金について>

Q. 引落口座は、どの金融機関でも良いか。

A. ほとんどの金融機関を引落口座とすることができます。ただし、ゆうちょ銀行のみ、他の金融機関と手続き方法が違いますのでご注意ください。

Q. 引落口座の名義は、父母どちらでも良いか。

A. 父親、母親、子ども名義、どの口座でも大丈夫です。

Q. 保護者負担金の金額は?

A. 学年によって異なりますが、以下の表の通りとなります。

	1～3 年	4 年	5～6 年
基本	14,000 円	13,500 円	12,000 円
減免	9,700 円	9,600 円	8,500 円
1 世帯 2 人目（兄弟減免）	13,000 円	12,500 円	11,000 円
3 人目以上（一番上の子）	2,650 円	2,650 円	2,650 円

Q. ひとり親補助金と、就学援助の補助金を両方申請することはできるか。

A. 補助金は、両方に該当しても減免額は変わりません（どちらか一方の分として市が決定します）。
両方に該当する方は、どちらか一方を選択して提出していただいて構いません。
ひとり親申請の場合は新規入所時に住民票の提出（原則、提出翌月以降から減免）が、就学援助の申請の場合は就学援助の認定通知のコピーの提出（原則、提出後適用月まで遡って減免）が必要となります。
※申請が遅れた場合は減免できなくなってしまう可能性があります。減免対象になる方は、早急に申請をしてください。

Q. もしも滞納してしまったら、どうなるか。

A. 1 ヶ月滞納すると、事務局より督促状を出します。2 ヶ月滞納を 2 回繰り返すと、強制退所となります。強制退所の場合、保護者の金融機関口座の差し押さえや勤務先への照会を行う場合があります。ご了承ください。

特定非営利活動法人**あげお学童クラブの会**

〒362-0037　上尾市上町 2-14-19
TEL:048-771-6945 FAX:048-777-5790
URL:http://ageogakudou.org/
E-MAIL:npoageogakudou@nifty.com
事務局開局時間 月～金 9:00～19:00
土 9:00～18:00

【入所申請書・記入例】

申請年月日　20 22 年 11 月 12 日

申請書を提出する日を記入してください。

2023 年度　入 所 申 請

特定非営利活動法人
あげお学童クラブ

新入所に丸をしてください。

〒 362 － ○○○○
住所　上尾市○○
保護者氏名　学童　一郎
電話　048（ 123 ）4567

【以下に○を付けて下さい】
新入所　・　継続　・　再入所
一般会員　・　正会員

入所時に希望する会員を選択してください。正会員は議決権を持ちますが、別途、年会費（1,000 円）が必要です。

※次の事項を承諾の上、学童保育所への申し込み
1．「入所審査に必要な個人情報を提供すること」
2．「個人情報は使用後法人が責任を持って破棄すること」
3．「申請書類の内容について調査されること」
4．「申請に虚偽があった場合は退所となること、いること」
5．「保護者負担金等は遅延なく支払うこと」

フリガナ	ガクドウ　タロウ	性　別	男・女
児 童 名	学童　太郎	小学校名 学　　年	（ ○○ ）小学校 （ 1 ）学年 ※新学年を記入
入所希望 学童保育所名	○○学童保育所	生年月日	西暦 2016・4・2
保護者氏名	児童との続柄（ 父 ） （フリガナ）ガクドウ　イチロウ 学童　一郎	児童との続柄（　　） （フリガナ）ガクドウ 学童	
入所希望理由 （該当する箇所に○を記入して下さい）	就労・求職中　・疾病　・就学 ・介護、看護　・心身障害　その他	就労・求職中 ・介護、看護　・心身障害　その他	
単身赴任先住所 ※該当する場合のみ記入			
出身保育所または 出身幼稚園	○○保育所		
兄弟姉妹が在籍 している場合	（ 2 年） 学童　花美	（　　年）	

平成 28 年生まれは、2016 年、平成 29 年生まれは 2017 年です。

既に学童に兄姉が在籍している場合は、新学年と名前を記入してください。

週何回位学童を利用するかの簡単な調査です。チェックを入れてください。毎週土曜日を利用しない場合も週 6 日を選択して構いません。

《以下、該当する個所にチェックを入れてください。》

登所予定日数	□ 週3日 ／ □ 週4日 ／ ☑ 週5日 ／ □ 週6日（月～土） （上記チェックにより学童利用日を制限することはありません）
保護者負担金 引き落とし口座	□ ゆうちょ銀行 ／ ☑ その他金融機関

保護者負担金（保育料他）の引き落としに利用する口座の金融機関を決めて、チェックをしてください。

★児童の状況については裏面の記入をお願いします。

児童の状況について（該当する場合は必ず記入して下さい）

児童の発達面について

障がいはありますか（○を付ける）		あり
○をつけた場合、次のどれにあてはまりますか		手帳有 ・ 支援学級 ・ 専門医の証明
下記の項目を読んでいただき「はい・いいえ」のチェックをお願いします。		
1	教育センターの進路相談にかかっている。	はい ・ いいえ
2	現在在籍の保育園・幼稚園等の先生に発達面や集団性での相談をしている。あるいは相談機関に行くように言われている。	はい ・ いいえ
3	心理・言語等の病院、カウンセリングや教室に通っている。	はい ・ いいえ
4	これまでの健診で保健センターや親子教室の発達相談をすすめられたり、相談をしたことがある。	はい ・ いいえ
5	どこにも相談したことがないが、保護者として心配なことがある。（例：多動、集団が不得手、感覚/触覚過敏等、不眠、排泄の自立、極端な偏食）	はい ・ いいえ

アレルギーについて

＊アレルギーをお持ちの方＊ アレルギーを起こす原因はなんですか（具体的に）	**そば、小麦（じん麻疹が出る）**
エピペンを持っていますか（○を付ける）	持っている ・ 持っていない
現在、治療中の病気はありますか（特定疾病・指定難病等）	あり（病名： **1型糖尿病** ）

就　労　（内　定）　証　明　書

特定非営利活動法人　　年　　月　　日

あげお学童クラブの会 理事長様

事業所の代表者名により、証明してください。証明者印は、代表者印等を押印してください。事業所名等が手書きで、個人印の場合、証明書として認められません。

所 在 地

事業所名称

代表者氏名　　印

電　　話　　（　　）

下記の者は、次のとおり勤務していることを証明します。

氏　　名		住　　所	
採用年月日	年　　月　　日（内定）　　期間の定めのある雇用の場合（　年　月　日まで）		
勤務 形態	常勤・ パート・ 自営（中心者／協力者）・ 派遣社員・ 内職・ その他（　　）		
仕事の内容			
勤 務 地	所在地 名称		（　　）
勤 務 時 間	平 日	午前・午後　　時　　分～ 午前・午後　　時　　分	
	土 曜	午前・午後　　時　　分～ 午前・午後　　時　　分	
	日・祝日	午前・午後　　時　　分～ 午前・午後　　時　　分	
	変則勤務	無 ・ 有（　　）	
		（1日平均勤務時間　　時間 ）	
勤 務 日 数	1週間の勤務日数 （　　）日／週	休　日	・定休日　　曜日 ・不定期（　　）
通 勤 時 間	片道（　　分）	通勤手段	公共交通機関・車・バイク・自転車・徒歩・他（　　）
産 休 期 間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日		
育児休業期間	無 ・有（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 ）		

自営の方は、就労証明書の他に、営業許可書・確定申告書の控えのコピー・登記簿謄本のいずれかを提出してください。

過去3ヶ月間の勤務実績

月 別	勤務日数
年　　月	日
年　　月	日
年　　月	日

◎勤務日数には有給休

ここから下の欄は、保護者の方が記入してください。

保護者記入欄

入所希望 学童保育所名	○○学童					
児童名・学年	学童太郎	1年	学童花美	2年		年

既に、兄弟が入所している場合は、兄弟全員の名前と学年を記入してください。

新学年を記入してください。

承認決定通知書　郵送用封筒の書き方

※この封筒は、法人から承認決定通知書を送るためのものです。
　切手は不要です！！
※A4 サイズの書類が入る封筒（角形 2 号）をご用意ください。よろしければ、お渡しした資料が入っている封筒をご利用ください。